

# 私立各種学校設置認可基準一覧

区分	基準概要	根拠法令									
教育内容	目的	学校教育法第1条に掲げる学校（幼、小、中、高、大学等）以外の学校教育に類する教育を行う	学法134条								
	修業年限	1年以上（ただし、簡易に修得することができる技術、技芸等の課程については、3月以上1年未満とすることができる。）	省令3条								
	授業時数	年間 680 時間以上（修業年限が1年未満の場合は 18 時間×3.5 週×修業月数）	省令4条・各種内規第6								
	学級編成	1学級は原則として 40 人以下	省令5条								
教職員組織	校長	教育に関する識見を有し、規定第7に規定する教育・学術・文化に関する職又は業務に5年以上従事した者	省令7条 各種内規第7								
	教員	資格	担当教科に関し、専門的な知識・技術・技能等を有する次のいずれかの者 ・教育職員免許法による免許状を有する者 ・高卒者	省令8条 各種内規第8							
		教員数	・基準人数 生徒定員 40 人まで … 教員3人 生徒定員 41 人以上 … 教員3 + (生徒定員 - 40) ÷ 40人 ・基準人数の1/2以上は専任の教員	省令8条 各種内規第8							
	その他	相当数の事務職員	各種内規第8								
施設設備	位置・環境	教育上・保健衛生上適切なこと	省令9条								
	校地	原則自己所有（負担付又は借用でないこと） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実に認められる場合には借用可能 ①借用部分が校地面積の2分の1以下で、所有することが困難な場合 ②借用部分が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産で、所有することが困難な場合 ③借用部分が公益法人の所有で、当該法人の目的に照らし、準学校法人への寄付又は譲渡が困難な場合 ④ ①～③までの規定にかかわらず特別な事情がある場合 ※上記①・③・④の場合、20年以上の地上権又は賃借権を設定し、登記を要する。 ただし、登記できない特別な事情がある場合は公正証書の作成を要する。 ※上記②の場合、長期にわたり安定して使用できる条件を具備していること。20年以上の安定的な使用確保が確実にある場合は、20年未満の賃貸借契約等による借用を認める。</div>	省令9条 各種内規第9 法人基準第2 法人内規第3								
	校舎	原則自己所有（負担付又は借用でないこと） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 5px;">次のいずれかに該当し、教育上支障がないことが確実に認められる場合には借用可能 ①校舎が国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は東京都住宅供給公社の財産のため、所有することが困難な場合 ② ①の規定にかかわらず特別な事情がある場合 ※上記②の場合、20年以上の地上権又は賃借権を設定し、登記を要する。 ただし、登記できない特別な事情がある場合は、公正証書の作成を要する。 ※上記①の場合、長期にわたり安定して使用できる条件を具備していること。20年以上の安定的な使用確保が確実にある場合は、20年未満の賃貸借契約等による借用を認める。</div>	省令9条 各種内規第9 法人基準第2 法人内規第3								
	教室等	教室・実習室・医務室又は休養室等を備える	省令10条・各種内規第9								
	用途	学校用途として指定されていること（建築確認済証、検査済証の写し）	建築基準法6条								
	面積	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">同時に収容する生徒数</th> <th style="width: 50%;">面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">～ 150 人</td> <td style="text-align: center;">2.31× 生徒定員</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">151 人 ～ 300 人</td> <td style="text-align: center;">350 + 2.17× (生徒定員 - 150)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">301 人 ～</td> <td style="text-align: center;">674 + 2.0 × (生徒定員 - 300)</td> </tr> </tbody> </table> ・最低基準面積（定員40人） 116㎡（35坪） ・基準面積の3/5以上は、直接生徒の使用する教育・実習室等に充てる。	同時に収容する生徒数	面積 (㎡)	～ 150 人	2.31× 生徒定員	151 人 ～ 300 人	350 + 2.17× (生徒定員 - 150)	301 人 ～	674 + 2.0 × (生徒定員 - 300)	省令10条 各種内規第9別表1
	同時に収容する生徒数	面積 (㎡)									
～ 150 人	2.31× 生徒定員										
151 人 ～ 300 人	350 + 2.17× (生徒定員 - 150)										
301 人 ～	674 + 2.0 × (生徒定員 - 300)										
設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課程・生徒数に応じた校具、教具、図書（生徒1人当たり5冊以上）等を自己所有</li> <li>・夜間に授業を行う場合は適当な照明設備</li> <li>・便器数基準あり</li> </ul>	省令11条 各種内規第9									
名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校教育法第1条に規定する学校、大学院、専門学校、高等専修学校、専修学校及び都内の既設認可校等の名称（類似の名称を含む）を使用してはならない。</li> <li>・課程にふさわしいもの</li> </ul>	学法135条 省令12条 各種内規第10									
設置者	学校運営の安定性及び持続性を確保するため、原則として学校法人	省令14条・各種内規第3									

（注記） 学法：学校教育法 省令：各種学校規程（昭和31年文部省令第31号） 各種内規：私立各種学校規程施行内規  
 法人基準：準学校法人設立認可基準 法人内規：東京都準学校法人設立認可取扱内規